

社会保障費用の国際比較

—Outline of International Data on *Cost of Social Security* by ILO—

勝又 幸子

はじめに

いずれの国においても、国の予算や決算を国民に説明する際に、どのくらいの資源が社会保障目的に投入されるかまたは投入されたかを国民に対して説明することが重要であるから、国内的には何らかの方法でこの種の費用統計の整備はかならず行っているものである。しかし、それらの費用統計はその国の社会保障制度枠組みの中でしか集計されていないので、国家間で比較するためには共通の枠組みで集計された費用が必要となる。そこで社会保障費用の国際比較を試みようとする場合、国際機関が整備した統計資料をつかうことが多い。国立社会保障・人口問題研究所が「社会保障給付費」として毎年公表しているのは、ILO（国際労働機関）の定める社会保障給付費の範囲で推計したものである。ILOでは1994年度分の推計から新しい定義（new concept）で集計されたデータを公表するようになった。ILOのホームページに掲載されたデータは1993年度までについては旧定義、いわゆる「制度別集計」となっており、社会保障給付費の公表資料においては脚注で「ILO第18次調査による」と表現されている。一方新定義、いわゆる「機能別集計」は、同公表資料において脚注では、「ILO第19次調査による」と表現されている。新定義による国際比較統計は1994年度から1996年度までの3年間分に限定されている。その上、報告している国が限られているため、従来「国際比較」として提供してき

た5カ国のうち3カ国（アメリカ、ドイツ、スウェーデン）についてしか最新のデータの入手ができないのが実情である。昨年12月に公表した「平成11年度社会保障給付費」の付録資料として掲載した「国際比較」は前年と国民所得データを除いて同じである。そこで、本稿では第19次調査において報告された新定義のILO社会保障費用を、「平成11年度社会保障給付費」の付録資料で比較した国（アメリカ、ドイツ、スウェーデン）について元データを紹介する。

第19次調査の表形式

ILOのホームページへは、国立社会保障・人口問題研究所のホームページ（平成11年度社会保障給付費の概要）からリンクを利用してアクセスできるが、直接画面から見ることができるのは対GDP比率だけである。各国の通貨単位データは、ダウンロード形式になった表をホームページより入手する必要がある（本稿末にダウンロードした表の翻訳版を掲載した）。ホームページには第19次調査から採用された新定義に関する解説も掲載されている。[ILOのホームページURLは“Cost of Social Security 1990-96” <http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>]

ILO基準の特徴は支出と収入を対にした統計表が入手できることである。ILO以外の国際比較統計としてはOECDの社会支出統計（Social Expenditure Database 2001）があるが、そこでは支

出データしか提供されていない。国際比較統計の中で収入構造を含んでいるのは、ILOとEUROSTAT(欧州連合統計局)のESSPROS(社会保障統計)だけである。日本との比較においては、ILOが唯一の国際比較統計となっている。

ILO支出データの表

新定義では支出を「社会保護給付」と「管理費」「その他支出」「積立金への繰り入れ」の4つに大きく分類し、さらに「社会保護給付」を機能別に9

分類している(機能別分類の定義については「平成11年度社会保障給付費」に参考表としてまとめてある)。図1はILOのホームページに掲載されているGDP比率を使って作図したものである。I~IXの合計がその国の社会保障給付費の規模をあらわしている。それぞれの国の機能別給付費割合は円グラフの通りである。老齢と保健医療がいずれの国においても最も大きなシェアを占めている。なお、給付の種類を現金と現物(サービス)に分類しているのも新定義の特徴である。

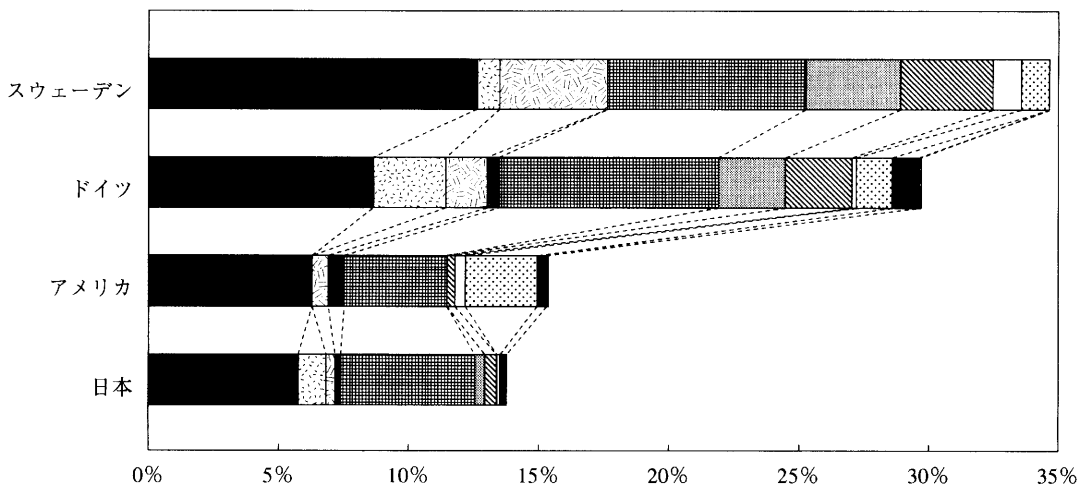
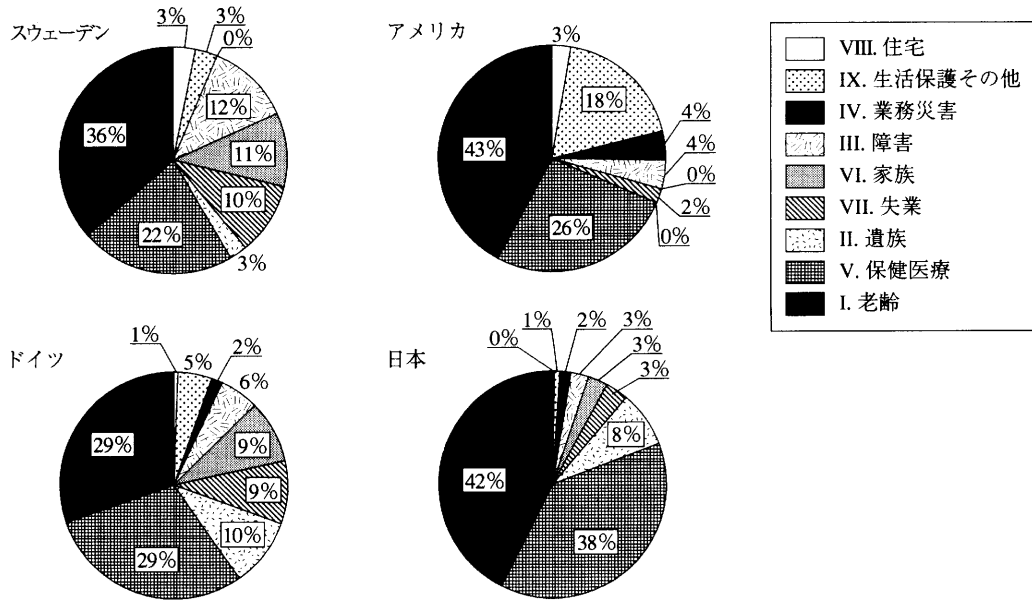
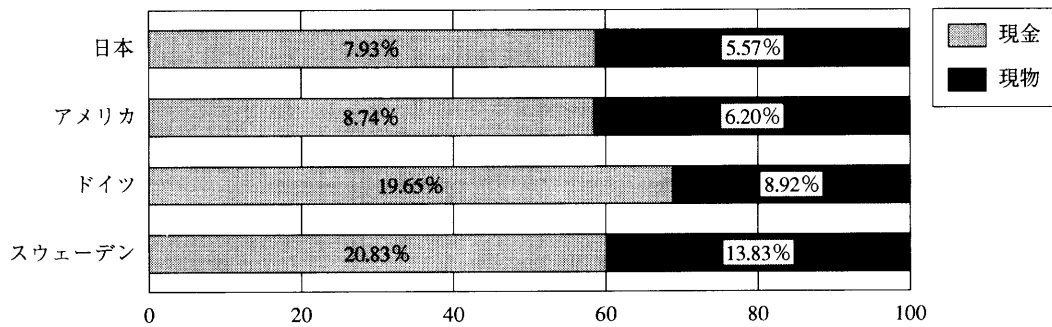


図1 機能別支出の割合(対GDP比率)



資料：ILO, *Cost of Social Security*.

図1(つづき) 機能別支出の割合(対GDP比率)



注1：値はGDP比率。

2：アメリカは1995年度，その他は1996年度。

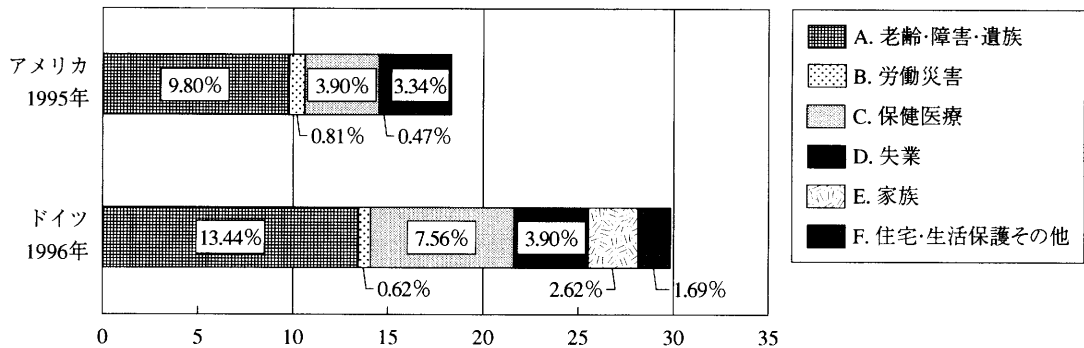
図2 現金と現物の割合

図2のドイツでは現金給付の割合がやや他の国より大きくなっている。その他3カ国では、いずれも6割が現金、4割が現物となっている。

ILO収入データの表

収入の源泉別に分類する方法は従来の財源構造集計とほぼ同じである。社会拠出として保険料拠出を事業主負担と被保険者負担に分類し、税財源としてそれを従来の中央政府と地方政府負担の

分類と同時に税体系の違い(目的税か一般税か)でさらに分割している。第19次調査の財源集計で特徴的なのは、機能別財源割合を示していることである。しかし給付分類の9分類で示しているのではなく、6分類にまとめられている。公的年金制度は老齢・障害・遺族の3種類の給付を同一制度内で実施していることから、それぞれの機能別には収入の分割が困難だからである。



資料：ILO, *Cost of Social Security 1993-1996*.

注：スウェーデンは収入データを報告していない。日本については、機能別財源割合の表を公表していない。

図3 機能別財源割合(対GDP比率)

ILO第19次調査による各国通貨単位の集計表
表1～4はILOホームページよりダウンロードした各国通貨単位の表の翻訳である。各国の表にはダウンロード形式で脚注がついている。各国間

で比較をする場合には、この脚注を丁寧に読むことが必要である。数値が入力されていない場合も、制度が存在しない場合と、何らかの理由で他の数値と合算されている場合がある。

表1 ILO基準第19次調査 支出表(集計表)

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
A. 社会保護給付	1,050,728.6	997,952.1	1,011,675.0	953,706.6	900,375.3	581,617.0	580,920.0	568,988.0
I. 老齢	442,497.4	420,668.7	305,815.1	290,099.5	263,731.6	211,969.0	201,757.0	196,302.0
現金	442,497.4	420,668.7	301,521.8	287,004.4	262,513.0	170,113.0	164,028.0	158,481.0
現物			4,293.4	3,095.1	1,218.6	41,856.0	37,729.0	37,821.0
II. 遺族			98,663.0	97,168.3	93,711.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
現金			98,653.0	97,158.3	93,701.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
現物								
III. 障害	43,213.2	39,860.9	55,854.8	48,081.3	42,448.3	69,541.0	71,357.0	65,266.0
現金	43,170.0	39,808.8	39,435.1	37,699.3	32,998.0	46,380.0	48,001.0	47,861.0
現物	43.2	52.1	16,419.7	10,382.0	9,450.3	23,161.0	23,356.0	17,405.0
IV. 労働災害	43,450.0	44,626.0	16,269.4	16,110.0	15,712.3			
現金	26,750.0	27,426.0	12,365.0	12,168.3	11,966.1			
現物	16,700.0	17,200.0	3,904.7	3,941.7	3,746.3			
V. 保健医療	277,359.0	255,218.6	298,477.2	293,632.6	276,429.4	127,907.0	125,732.0	121,848.0
現金			70,319.2	73,546.9	66,411.0	25,110.0	28,702.0	29,587.0
現物	277,359.0	255,218.6	228,158.0	220,085.7	210,018.5	102,797.0	97,030.0	92,261.0
VI. 家族			91,381.2	68,009.8	66,430.4	61,273.0	65,876.0	67,747.0
現金			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,607.0	35,168.0	37,933.0
現物			27,273.2	27,162.9	26,566.5	31,666.0	30,708.0	29,814.0
VII. 失業	21,772.0	29,981.8	90,141.1	84,696.4	87,877.2	59,679.0	64,606.0	66,378.0
現金	21,772.0	29,981.8	77,562.0	73,298.1	77,169.4	51,593.0	54,610.0	57,407.0
現物			12,579.1	11,398.4	10,707.8	8,086.0	9,996.0	8,971.0
VIII. 住宅	28,136.0	24,724.4	6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
現金	28,136.0	24,724.4						
現物			6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
IX. 生活保護その他	194,301.0	182,871.7	48,927.1	50,152.6	48,319.0	18,251.0	17,790.0	17,917.0
現金	52,319.0	54,662.6	31,813.9	30,543.2	28,959.6	12,208.0	11,228.0	11,070.0
現物	141,982.0	128,209.1	17,113.2	19,609.4	19,359.3	6,043.0	6,562.0	6,847.0
B. 管理費	25,674.8	35,995.3	37,073.5	36,187.8	34,679.4			
C. その他支出			2,638.1	2,505.2	2,307.4			
D. 積立金への繰り入れ	4,478.0	3,920.4						
総支出	1,080,881.4	1,037,867.8	1,051,386.6	992,399.7	937,362.1	581,617.0	580,920.0	568,988.0

アメリカ

集計期間は10月1日～9月30日である。

支出

1. 「老齢」には遺族給付を含む。老齢保険や遺族年金保険、鉄道従業員退職年金、公務員退職年金、退役軍人年金および補償などの制度における現金給付を含む。
2. 遺族給付は「老齢」に含まれる。
3. 「障害」の現金給付に計上されているのは、障害年金保険、鉄道従業員一時障害年金保険、公務員一時障害年金である。現物給付(医療給付)は一時障害年金保険で給付される。
4. 「労働災害」に計上されている給付(現金および現物)は労働補償保険制度の給付である。
5. 「保健医療」に計上されている給付は医療給付である現物だけであり、現金給付は含まない。給付の中身は、メデイ

- ケア, 補足的医療保険, 公衆衛生, 退役軍人の入院および治療給付である。
6. 「家族」は該当無し。
 7. 「失業」給付には, 失業保険と鉄道従業者失業保険からの現金給付を含む。
 8. 「住宅」給付には, 公共住宅およびその関連の住宅政策を含む。
 9. 「生活保護その他」の現金給付には生活扶助の有期限の手当が, 現物給付には, メディケイドと福祉サービス給付が含まれる。

スウェーデン

「労働災害」の費用は「障害」の中に含まれる。

ドイツ

1. 「老齢・遺族・障害」は社会保険拠出が移転されている事に加えそれぞれが互いに影響しあっている。
2. 「遺族」には寡婦(寡夫)年金保険や遺児年金が含まれる。
3. 「保健医療」には様々な迂回した拠出が含まれる。
4. 「生活保護その他」は社会援護のもとに束ねられている。
5. 「失業」において, 早期退職年金は「老齢」に含まれる。
6. 「管理費」で, 「老齢・遺族・障害」の機能はそれぞれの給付支出の割合で按分している。

表2 ILO基準第19次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
A. 社会保護給付	1,050,728.6	997,952.1	1,011,675.0	953,706.6	900,375.3	581,617.0	580,920.0	568,988.0
I. 老齢	442,497.4	420,668.7	305,815.1	290,099.5	263,731.6	211,969.0	201,757.0	196,302.0
現金給付	442,497.4	420,668.7	301,521.8	287,004.4	262,513.0	170,113.0	164,028.0	158,481.0
・退職年金	442,497.4	420,668.7	256,526.4	251,340.6	236,950.8	168,237.0	161,418.0	155,610.0
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付			78.1	92.1	111.0			
・早期退職年金			37,351.0	29,946.8	24,309.7	1,710.0	2,370.0	2,564.0
・上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・一時金給付								
・退職金			293.2	390.8	571.0			
・その他の現金給付			7,351.2	5,326.2	681.6	166.0	240.0	307.0
現物給付			4,293.4	3,095.1	1,218.6	41,856.0	37,729.0	37,821.0
II. 遺族			98,663.0	97,168.3	93,711.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
現金給付			98,653.0	97,158.3	93,701.0	14,556.0	13,977.0	13,691.0
・遺族年金			97,413.7	95,907.1	92,495.5	14,556.0	13,977.0	13,691.0
・寡婦(寡夫)年金			94,979.8	93,459.1	90,146.1	13,645.0	13,079.0	12,817.0
・遺児年金			2,433.9	2,448.1	2,349.4	911.0	898.0	874.0
・その他扶養家族								
・一括給付								
・遺族給付								
・その他の現金給付			1,239.3	1,251.2	1,205.5			
・上記給付のうち, 埋葬補助給付			506.3	487.7	468.9			
現物給付			10.0	10.0	10.0			
・埋葬費			10.0	10.0	10.0			
・その他								

表 2(つづき) ILO 基準第 19 次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
III. 障害	43,213.2	39,860.9	55,854.8	48,081.3	42,448.3	69,541.0	71,357.0	65,266.0
現金給付	43,170.0	39,808.8	39,435.1	37,699.3	32,998.0	46,380.0	48,001.0	47,861.0
・ 重度障害年金	43,170.0	39,808.8	33,791.0	32,802.1	30,530.7	42,739.0	43,538.0	43,459.0
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ 軽度障害年金								
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ 早期退職年金								
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ 一括給付金								
・ 障害給付金								
・ その他の現金給付			5,644.1	4,897.2	2,467.3	3,641.0	4,463.0	4,402.0
現物給付	43.2	52.1	16,419.7	10,382.0	9,450.3	23,161.0	23,356.0	17,405.0
IV. 労働災害	43,450.0	44,626.0	16,269.4	16,110.0	15,712.3			
現金給付	26,750.0	27,426.0	12,365.0	12,168.3	11,966.1			
被保険者に対する現金給付	26,750.0	27,426.0	10,815.0	10,618.1	10,429.9			
・ 一時的(期限付き)現金給付			1,173.1	1,155.8	1,149.8			
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ 恒久的障害によって就労不能期間に長期的に現金給付される現金給付(年金)			8,776.8	8,656.1	8,483.5			
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付			198.5	194.6	190.1			
・ その他の現金給付			666.7	611.6	606.5			
遺族に対する現金給付			1,549.8	1,550.2	1,536.2			
・ 被保険者の扶養者に対する給付で期間を定められたもの			1,491.1	1,492.0	1,478.6			
・ 上記給付のうち家族や扶養者対象の付加給付								
・ その他の現金給付			58.7	58.2	57.6			
現物給付	16,700.0	17,200.0	3,904.7	3,941.7	3,746.3			
・ 医療の現物給付			3,472.1	3,541.7	3,394.3			
・ 償還払いの費用			432.5	400.0	352.0			

表 2(つづき) ILO 基準第 19 次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995	1994	1996	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ
V. 保健医療	277,359.0	255,218.6	298,477.2	293,632.6	276,429.4	127,907.0	125,732.0	121,848.0
現金給付			70,319.2	73,546.9	66,411.0	25,110.0	28,702.0	29,587.0
・ 傷病手当金			64,658.4	67,913.6	60,898.6			
・ 上記給付のうち家族や 扶養者対象の付加給付								
・ 出産手当		4,022.4	4,019.3	3,875.5				
・ 上記給付のうち家族や 扶養者対象の付加給付								
・ その他の現金給付			1,638.4	1,614.1	1,636.8			
現物給付(医療)	277,359.0	255,218.6	228,158.0	220,085.7	210,018.5	102,797.0	97,030.0	92,261.0
・ 入院患者に対する現物給付			90,802.0	89,466.7	85,253.4	49,974.0	48,710.0	45,742.0
・ 外来患者に対する現物給付			131,960.4	124,518.1	116,773.7	51,017.0	46,394.0	44,434.0
・ 診療						37,500.0	33,986.0	33,400.0
・ 薬剤			35,558.1	33,421.3	31,039.3	13,517.0	12,408.0	11,034.0
・ その他			5,395.5	6,100.9	7,991.4	1,806.0	1,926.0	2,085.0
VI. 家族			91,381.2	68,009.8	66,430.4	61,273.0	65,876.0	67,747.0
現金給付			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,607.0	35,168.0	37,933.0
・ 定期的な現金支払い			64,108.0	40,847.0	39,863.8	29,583.0	35,144.0	37,911.0
・ その他の現金給付						24.0	24.0	22.0
現物給付			27,273.2	27,162.9	26,566.5	31,666.0	30,708.0	29,814.0
VII. 失業	21,772.0	29,981.8	90,141.1	84,696.4	87,877.2	59,679.0	64,606.0	66,378.0
現金給付	21,772.0	29,981.8	77,562.0	73,298.1	77,169.4	51,593.0	54,610.0	57,407.0
・ 正規失業手当	21,772.0	29,981.8	48,947.0	43,053.5	44,942.6	37,565.0	40,564.0	40,347.0
・ 上記給付のうち家族や 扶養者対象の付加給付								
・ 特別失業手当							45.0	77.0
・ 上記給付のうち家族や 扶養者対象の付加給付								
・ 退職/余剰手当								
・ その他の現金給付			28,615.0	30,244.6	32,226.8	14,028.0	14,001.0	16,983.0
現物給付			12,579.1	11,398.4	10,707.8	8,086.0	9,996.0	8,971.0
・ 求職サービス			126.2	110.2	92.3	232.0	205.0	78.0
・ 訓練			8,002.1	7,192.2	6,717.5	7,854.0	9,771.0	8,886.0
・ その他の現物給付			4,450.8	4,096.0	3,898.1		20.0	7.0
VIII. 住宅	28,136.0	24,724.4	6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
現金給付								
・ 家賃補助金								
現物給付			6,146.0	5,756.0	5,716.0	18,441.0	19,825.0	19,839.0
・ 家賃補助			5,508.2	5,149.0	5,044.0			
・ 家主補助金			637.8	607.0	672.0			
・ その他の現物給付						18,441.0	19,825.0	19,839.0
IX. 生活保護その他	194,301.0	182,871.7	48,927.1	50,152.6	48,319.0	18,251.0	17,790.0	17,917.0
現金給付	52,319.0	54,662.6	31,813.9	30,543.2	28,959.6	12,208.0	11,228.0	11,070.0
・ 定期的現金給付			28,864.6	27,696.5	26,415.7	12,208.0	11,228.0	11,070.0
・ その他の現金給付			2,949.2	2,846.8	2,543.9			
現物給付	141,982.0	128,209.1	17,113.2	19,609.4	19,359.3	6,043.0	6,562.0	6,847.0

表2(つづき) ILO基準第19次調査 支出表

支出	アメリカ		ドイツ			スウェーデン		
	1995 百万米ドル	1994 百万米ドル	1996 百万ドイツマルク	1995 百万ドイツマルク	1994 百万ドイツマルク	1996 百万クローネ	1995 百万クローネ	1994 百万クローネ
B. 管理費	25,674.8	35,995.3	37,073.5	36,187.8	34,679.4			
・老齢	4,297.3	14,637.6	6,361.3	6,337.0	5,288.7			
・遺族			2,052.3	2,122.6	1,879.2			
・障害	1,281.1	1,222.9	1,161.8	1,050.3	851.2			
・労働災害	1,360.0	1,394.0	2,208.0	2,202.6	2,124.5			
・保健医療	3,019.4	2,996.6	12,471.3	11,769.8	12,028.9			
・家族			2,233.7	2,875.0	2,696.3			
・失業	3,315.0	3,214.6	7,310.4	6,485.4	6,570.6			
・住宅			493.5	464.1	475.0			
・生活保護その他	12,402.0	12,529.6	2,781.2	2,881.0	2,765.0			
C. その他支出			2,638.1	2,505.2	2,307.4			
D. 積立金への繰り入れ	4,478.0	3,920.4						
法律上定められた移転	4,478.0	3,920.4						
総支出	1,080,881.4	1,037,867.8	1,051,386.6	992,399.7	937,362.1	581,617.0	580,920.0	568,988.0

表3 ILO基準第19次調査 収入表(集計表)

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
A. 老齢・障害・遺族	688,909.6	642,584.6	476,080.3	452,572.6	430,446.9
I. 社会保険料拠出	440,951.4	424,017.3	329,717.0	312,496.0	298,091.5
II. 税	95,097.2	73,947.0	129,009.5	125,169.9	119,928.6
III. 他の収入	148,741.0	141,094.7	17,353.9	14,906.7	12,426.9
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			
B. 労働災害	56,915.0	60,296.0	21,858.0	22,311.6	21,290.2
I. 社会保険料拠出	55,834.0	59,150.0	19,803.3	20,359.8	19,316.7
II. 税	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
III. 他の収入			1,206.6	1,154.4	1,173.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
C. 保健医療	274,364.0	259,041.6	267,798.6	261,609.5	251,933.2
I. 社会保険料拠出	118,299.0	109,776.4	262,434.9	256,525.4	246,765.1
II. 税	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
III. 他の収入	13,165.0	13,127.7	3,227.1	2,945.7	3,096.6
IV. 積立金からの繰り入れ					
D. 失業	32,818.0	33,815.3	137,986.5	129,730.9	125,778.9
I. 社会保険料拠出	684.0	793.1	87,788.1	87,865.4	85,980.7
II. 税	29,427.0	30,500.2	48,319.3	40,238.0	39,080.1
III. 他の収入	2,707.0	2,522.0	1,879.0	1,627.5	718.1
IV. 積立金からの繰り入れ					
E. 家族			185,882.2	140,429.7	137,067.0
I. 社会保険料拠出			92,941.1	70,214.9	68,533.5
II. 税			90,704.9	67,866.8	66,140.6
III. 他の収入			2,236.2	2,348.1	2,392.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
F. 住宅・生活保護その他	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
I. 税	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
総収入	1,287,845.6	1,215,863.2	1,056,423.3	997,050.2	956,528.7
I. 社会保険料拠出	615,768.4	593,736.8	699,743.3	677,246.7	650,153.9
1. 事業主拠出	331,236.8	325,166.7	387,379.4	380,047.3	364,804.5
・実際の社会保険料拠出			289,243.3	280,136.0	270,863.9
・うち民間事業主			248,994.1	241,024.5	232,333.2
・うち政府事業主			40,249.2	39,111.5	38,530.7
・インビューテッド拠出			98,136.1	99,911.3	93,940.6
2. 被保険者からの拠出	284,531.6	268,570.1	312,363.9	297,199.4	285,349.4
・うち内被用者			253,912.5	243,171.3	235,023.0
・うち自営業者			12,963.2	12,739.2	11,606.5
・うち年金生活者			44,958.2	40,938.9	38,359.9
・うちその他の人			530.0	350.0	360.0
II. 税	503,344.2	461,856.4	330,777.2	296,821.2	286,566.4
1. 目的税	34,365.0	33,671.2			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	468,979.2	428,185.2	330,777.2	296,821.2	286,566.4
・中央政府			201,012.8	191,645.0	184,925.3
・その他地方政府			129,764.5	105,176.2	101,641.2
III. その他の収入	164,613.0	156,744.4	25,902.8	22,982.3	19,808.3
・資産収入	164,254.0	156,325.7	15,316.5	14,550.0	13,976.7
・その他	359.0	418.7	10,586.3	8,432.3	5,831.7
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			

表 4 ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
A. 老齢・障害・遺族	688,909.6	642,584.6	476,080.3	452,572.6	430,446.9
I. 社会保険料	440,951.4	424,017.3	329,717.0	312,496.0	298,091.5
1. 事業主拠出	228,455.8	221,537.3	179,686.8	172,695.5	166,671.4
・実際の社会保険料拠出			148,047.0	141,725.2	135,060.7
・うち民間事業主			124,261.5	118,650.3	112,746.9
・うち政府事業主			23,785.5	23,074.9	22,313.8
・インビューテッド拠出			31,639.8	30,970.3	31,610.7
2. 被保険者からの拠出	212,495.6	202,480.0	150,030.1	139,800.5	131,420.1
・うち被用者			131,890.7	124,768.1	119,097.6
・うち自営業者			9,030.4	8,696.0	7,711.5
・うち年金生活者			9,109.0	6,336.4	4,611.0
・うちその他の人					
II. 税	95,097.2	73,947.0	129,009.5	125,169.9	119,928.6
1. 目的税	5,511.0	5,726.6			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	89,586.2	68,220.4	129,009.5	125,169.9	119,928.6
・中央政府			117,636.8	114,216.5	109,805.4
・その他地方政府			11,372.7	10,953.4	10,123.2
III. 他の収入	148,741.0	141,094.7	17,353.9	14,906.7	12,426.9
・資産収入	148,741.0	141,094.7	13,096.3	11,840.0	11,077.9
・その他			4,257.6	3,066.7	1,349.0
IV. 積立金からの繰り入れ	4,120.0	3,525.6			

アメリカ

「老齢・障害・遺族」に関する脚注：

事業主拠出には次の制度がある。

老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，公務員退職年金保険，障害年金保険，鉄道従業者一時障害年金保険，公務員一時障害年金保険

被保険者からの拠出には次の制度がある。

老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，公務員退職年金保険，障害年金保険
目的税には次の制度からの収入が含まれる。

老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，障害年金保険

一般歳入は，老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，公務員退職年金保険，
退役軍人年金および補償，障害年金保険。

「その他の収入および資産収入」については，次の制度からの収入を含む。

老齢遺族年金保険，鉄道従業者退職年金保険，公務員退職年金保険，障害年金保険

表 4 (つづき) ILO 基準第 19 次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
B. 労働災害	56,915.0	60,296.0	21,858.0	22,311.6	21,290.2
I. 社会保険料	55,834.0	59,150.0	19,803.3	20,359.8	19,316.7
1. 事業主拠出	55,834.0	59,150.0	17,280.5	17,726.7	16,831.7
・実際の社会保険料拠出			17,280.5	17,726.7	16,831.7
・うち民間事業主			15,382.6	15,828.8	15,011.2
・うち政府事業主			1,897.9	1,897.9	1,820.5
・インビューテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出			2,522.8	2,633.1	2,485.0
・うち被用者					
・うち自営業者			2,522.8	2,633.1	2,485.0
II. 税	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	1,081.0	1,146.0	848.0	797.4	799.6
・中央政府			666.6	656.9	660.0
・その他地方政府			181.5	140.4	139.6
III. 他の収入			1,206.6	1,154.4	1,173.9
・資産収入			1,047.0	1,069.6	1,099.1
・その他			159.6	84.8	74.7
IV. 積立金からの繰り入れ					

アメリカ

「労働災害」の収入：労働災害補償保険の事業主拠出である。

表 4(つづき) ILO 基準第 19 次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
C. 保健医療	274,364.0	259,041.6	267,798.6	261,609.5	251,933.2
I. 社会保険料	118,299.0	109,776.4	262,434.9	256,525.4	246,765.1
1. 事業主拠出	46,263.0	43,686.3	144,947.5	143,951.7	136,220.4
・実際の社会保険料拠出			78,451.2	75,010.7	73,890.5
・うち民間事業主			69,242.2	66,219.6	64,866.1
・うち政府事業主			9,208.9	8,791.2	9,024.4
・インビューテッド拠出			66,496.3	68,940.9	62,329.9
2. 被保険者からの拠出	72,036.0	66,090.1	117,487.4	112,573.7	110,544.7
・うち被用者			80,228.2	76,561.2	75,385.7
・うち自営業者			1,410.0	1,410.0	1,410.0
・うち年金生活者			35,849.2	34,602.5	33,749.0
・うちその他の人					
II. 税	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	142,900.0	136,137.5	2,136.6	2,138.4	2,071.6
・中央政府			2,045.8	2,050.3	1,988.2
・その他地方政府			90.8	88.1	83.4
III. 他の収入	13,165.0	13,127.7	3,227.1	2,945.7	3,096.6
・資産収入	12,806.0	12,709.0	1,086.0	1,521.7	1,666.3
・その他	359.0	418.7	2,141.1	1,424.0	1,430.3
IV. 積立金からの繰り入れ					

アメリカ

「保健医療」の収入：事業主拠出はメディケイドから、被保険者拠出はメディケア、補足的医療保険。

「一般歳入」はメディケア、補足的医療保険、公衆衛生、退役軍人医療保険が含まれる。

「資産収入」はメディケア、補足的医療保険からの収入を含む。

「その他」はメディケア、補足的医療保険のその他の収入を合わせている。

表 4(つづき) ILO 基準第 19 次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
D. 失業	32,818.0	33,815.3	137,986.5	129,730.9	125,778.9
I. 社会保険料	684.0	793.1	87,788.1	87,865.4	85,980.7
1. 事業主拠出	684.0	793.1	45,464.6	45,673.4	45,081.0
・実際の社会保険料拠出			45,464.6	45,673.4	45,081.0
・うち民間事業主			40,107.7	40,325.8	39,709.0
・うち政府事業主			5,356.8	5,347.6	5,372.0
・インビューテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出			42,323.6	42,192.1	40,899.7
・うち被用者			41,793.6	41,842.1	40,539.7
・うち自営業者					
・うち年金生活者					
・うちその他の人			530.0	350.0	360.0
II. 税	29,427.0	30,500.2	48,319.3	40,238.0	39,080.1
1. 目的税	28,854.0	27,944.6			
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	573.0	2,555.6	48,319.3	40,238.0	39,080.1
・中央政府			47,475.3	39,344.6	38,161.6
・その他地方政府			844.0	893.4	918.6
III. 他の収入	2,707.0	2,522.0	1,879.0	1,627.5	718.1
・資産収入	2,707.0	2,522.0	87.2	118.7	133.4
・その他			1,791.8	1,508.7	584.7
IV. 積立金からの繰り入れ					

アメリカ

「失業」の収入：事業主拠出は失業保険と鉄道従業員失業保険の事業主拠出である。
目的税、一般歳入、資産収入は失業保険からの収入である。

表 4(つづき) ILO基準第19次調査 収入表

収入	アメリカ		ドイツ		
	1995	1994	1996	1995	1994
	百万米ドル	百万米ドル	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク	百万ドイツマルク
E. 家族			92,941.1	70,214.9	68,533.5
I. 社会保険料					
1. 事業主拠出					
・実際の社会保険料拠出					
・うち民間事業主					
・うち政府事業主					
・インビュテッド拠出					
2. 被保険者からの拠出					
・うち被用者					
・うち自営業者					
・うち年金生活者					
・うちその他の人					
II. 税			90,704.9	67,866.8	66,140.6
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入			90,704.9	67,866.8	66,140.6
・中央政府			28,572.3	30,887.6	29,953.1
・その他地方政府			62,132.7	36,979.2	36,187.5
III. 他の収入			2,236.2	2,348.1	2,392.9
・資産収入					
・その他			2,236.2	2,348.1	2,392.9
IV. 積立金からの繰り入れ					
F. 住宅・生活保護その他	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
I. 税	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
1. 目的税					
・中央政府					
・その他地方政府					
2. 一般歳入	234,839.0	220,125.7	59,758.8	60,610.7	58,545.9
・中央政府			4,616.0	4,489.0	4,357.0
・その他地方政府			55,142.8	56,121.7	54,188.9
総収入	1,287,845.6	1,215,863.2	1,056,423.3	997,050.2	956,528.7

アメリカ

「住宅」「生活保護」制度の収入：一般歳入は公的扶助や住宅に係る収入である。

スウェーデン

収入のデータは無し。

(かつまた・ゆきこ

国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第三室長)